山田町告示第７６号

　　　山田町奨学金返還支援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１　この要綱は、町内への居住を促し、雇用の確保及び人材育成を図るため、就学時に奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還額を予算の範囲内で山田町補助金交付規則（昭和５３年山田町規則第４号）及びこの要綱により補助金を交付する。

　（定義）

第２　この要綱において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

　(1) 居住　町内に住民登録を行い、生活基盤が町内にあることをいう。

　(2) 大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく次に掲げる学校等をいう。

　　ア　大学（短期大学含む。）

　　イ　高等専門学校（第４学年及び第５学年に限る。）

　　ウ　専修学校（専門課程に限る。）

　(3) 事業所等　町内又は近隣市町村等に主要な事業所を有する法人及び個人をいう。

　(4) 奨学金　次に掲げる奨学金をいう。

　　ア　独立行政法人　日本学生支援機構奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成１５年法律第９４号）第１４条第１項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金）

　　イ　公益財団法人　岩手育英奨学会（公益財団法人岩手育英奨学会貸与規程第３条に規定する奨学金）

　　ウ　上記に準ずる奨学金であって、その奨学金貸与団体と山田町との間で奨学金返還支援について協議が整ったもの

　（交付対象者）

第３　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1) 令和４年３月１日以降に転入し、町内に居住している者であること。ただし、町内に住民登録をしたまま進学し、卒業若しくは退学後に就職又は起業した者においては、在学していたことを証明することにより、本条件を満たす者として扱う。

　(2) 居住を目的とした次のいずれかに該当する者であること。

　　ア　事業所等に就労中で、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の被保険者となっている者

　　イ　新たに起業し、事業主又は役員として開業している者

　　ウ　農林漁業に就業中の者

　(3) 大学等を卒業した者又は退学した者であること。

　(4) 奨学金の貸与を受け、当該奨学金を返還予定又は返還中の者であること。

　(5) 申請年度末日時点において35歳未満の者であること。

　(6) 奨学金の返還金及び市区町村民税等を滞納していないこと。

　(7) 国家公務員又は地方公務員ではないこと。ただし、市町村職員は除く。

　(8) ２回目以降の申請にあっては、初回交付後、町内に継続して居住し、かつ、同一事業所等又は農林漁業に就業中の者であること。

　(9) 次のア及びイに該当しない者

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第６号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

　　イ　暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象から除くものとする。

　(1) 転勤が見込まれる者又は概ね２～５年での定期人事異動が常態となっている事業所等に就業している者

　(2) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）で定める派遣労働者

　(3) 大学等に在学中の者。ただし、夜間、定時又は通信制の学校等に在学中の者はこの限りでない。

　(4) 雇用期間の定めがあり、契約更新の可能性がない者又は雇用期間を終了する日が明確な者

　(5) 住所地とは異なる居住地から通勤している者

　(6) 他制度による補助金等を受けている者

　（補助対象期間）

第３の２　補助の対象となる期間は、補助金の交付対象者の認定を初めて受けた日の属する年度から起算して４年度以内とする。

　（補助金の額）

第４　補助金の額は、補助金の交付を受けようとする会計年度の４月から当該年度の３月までの奨学金等の返還額の合計に相当する額の２分の１（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、２４万円を上限とする。

２　前項に規定する補助金の額の算定に際し、繰上償還による奨学金等の返還額の増額分は、考慮しないものとする。

　（補助金の交付対象者の認定）

第５　この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、認定を受けなければならない。ただし、第１号、第２号及び第３号に規定する書類は、２回目以降の申請時には省略することができる。

　(1) 大学等が発行する卒業又は退学を証明する書類

　(2) 奨学金の内容が分かる書類又は当該書類の写し（奨学金名、貸与額、貸与期間、返還総額、返還期間、返還済額及び返還残額が分かるもの）

　(3) 事業所等に就業中の者にあっては、雇用契約書等就業していることを証明する書類又は当該書類の写し。ただし、雇用期間の定めがある者にあっては、併せて契約更新の可能性が有ることを確認できる書類又は当該書類の写し

　(4) 新たに起業した者（役員に就任した者を含む。）にあっては、開業届等起業したことを証明する書類の写し

　(5) その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書（様式第２号）又は山田町奨学金返還支援補助金交付対象者不認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（認定申請事項の変更及び承認）

第６　第５第２項により補助金の交付対象者認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定変更申請書（様式第４号）に、同第１項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定変更承認通知書（様式第５号）又は山田町奨学金返還支援補助金交付対象者認定変更不承認通知書（様式第６号）により認定者に通知するものとする。

　（交付申請）

第７　この補助金の交付を受けようとする認定者は、当該年度の３月末までに山田町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1) 交付対象期間の返還額を証明する書類（返還額が記載されている部分の通帳の写し又は当該期間分の返還額が記載された領収書の写し）

　(2) 住民票の写し

　(3) 納税証明書の写し

　(4) ２回目以降の申請にあっては、前回通知を受けた当該補助金に係る交付決定通知書の写し

　(5) その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、山田町奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第８号）又は山田町奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第９号）により認定者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第８　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、山田町奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第１０号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（状況の調査）

第９　町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し、就業状況に関することについて報告を求め、又はその者の住民基本台帳の記録の調査を行うことができる。

　（交付決定の取消し等）

第１０　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

　(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

２　町長は、補助金の交付決定を取り消すときは、山田町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）により、補助対象者に通知するものとする。

　（補助金の返還等）

第１１　町長は、補助金の交付決定を取り消ししたときは、山田町奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第１２号）により、補助金の返還を命ずることができる。

　（補則）

第１２　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。